

令和3年8月20日

野木町農業委員会第14回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第14回総会 会議録

1. 開催日時 令和3年8月20日（金）午前9時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
 会長 9番 黒 須 市 郎
 会長職務代理者 7番 田 村 良 実
 委 員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
 3番 古 澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
 8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 潮事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主事
5. 付議案件
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第3号 非農地証明願について
 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 議案第6号 農地中間管理事業における農地利用配分計画案について
 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について
 報告第2号 農業経営責任者変更届の受理報告について

「 議 事 」

事務局長 開会を宣言（午前9時）

議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）
異議なしの声を受け、議席番号3番 古澤清一郎委員、4番 渡邊初枝委員を指名した。書記には、尾崎主事を指名した。
議事に入る旨を告げる。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第1号 受付番号30について説明。
友 沼 1筆 442㎡ 登記簿・現況ともに畑
譲渡人 A 氏
譲受人 B 氏
権利の移転 売買による所有権移転
事由の概要 農業経営規模拡大のため

議 長 友沼地区担当調査員の報告を求めた。

6番委員 8月10日、2番委員、地元担当の4番委員、地元推進委員とB氏立会のもと現地調査を行った。
A氏はB氏の妹であり、申請地はA氏が父親から相続した土地である。しかし、A氏が管理することが難しく、以前よりB氏が管理してきたとのことであった。本件においては、A氏より今後も管理は難しいため購入してほしいと依頼があったため申請に至った。以前よりB氏が管理してきた土地であるため、B氏が購入しても何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

4番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）
質疑がないため、議案第1号 受付番号30について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）
全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第1号 受付番号31について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第1号 受付番号31について説明
友 沼 1筆 計228㎡ 登記簿 山林・現況 田
譲渡人 C 氏
譲受人 D 氏
権利の移転 贈与による所有権移転
事由の概要 農業経営規模拡大のため

議 長 友沼地区担当調査員の報告を求めた。

2番委員 8月10日、6番委員、地元担当の3番委員、地元推進委員とD氏立会のもと現地調査を行った。
D氏は丸林東下2の米農家で約5.2ha経営しており、申請地はD氏所有の農地に囲まれているため、以前からD氏が借りて米を作付けしてきた。なお、C氏とD氏は親戚であり、C氏が所有農地を整理したい意向があったため申請に至りました。
以前よりD氏が管理してきた農地であるため、何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

3番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 他に質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第1号 受付番号31について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第2号 受付番号32について説明
野 渡 1筆 247㎡ 登記・現況ともに畑
譲渡人 E 氏
譲受人 F 氏
権利の移転 贈与による所有権移転
事由の概要 住宅敷地

- 議 長 野渡担当調査員の報告を求めた。
- 5 番委員 8月12日、1番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員と代理人立会の現地調査を行った。
現在、F氏はアパートに住んでおり今後の将来設計を含め、手狭になったため住宅建築を検討したところ、父であるE氏より申請地であれば贈与しても構わないと話があったため、本申請に至りました。
以上が調査報告になりますので、慎重審議願います。
- 議 長 質疑はないか諮った。
- 9 番委員 本申請地は、第1種農地であるため集落接続がとれていることが条件になるが、申請地は集落接続がとれていると言えるのか。
- 事 務 局 当初、事務局としても集落接続がとれないと考え、県に見込み確認を行ったところ、見込み無の回答を得た。しかしその後、許可権者である県が代理人と協議を行い、代替性がない点や東側集落との間隔が、既存集落内における集落間隔の平均であったため、既存集落からの滲みだしであり集落接続がとれていると判断したため、本申請に至りました。
- 議 長 他に質疑がないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。
- 7 番委員 先ほど質疑があったとおり、直接宅地とは接していないがネギ畑を挟んで東側は住宅が広がっているため、何ら問題はないと思われる。
- 議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第2号 受付番号32について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第2号 受付番号34について事務局の説明を求めた。
- 事 務 局 議案第2号 受付番号34について説明
野 渡 2筆 計489㎡ 登記・現況ともに畑
譲渡人 G 氏
譲受人 H 氏
権利の移転 売買による所有権移転
事由の概要 住宅敷地

議 長 野渡担当調査員の報告を求めた。

1 番委員 8月12日、5番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員と代理人の立会のもと現地調査を行った。
H氏は現在松原2のアパートに住んでおり、子供の成長により住宅建築を検討していたところ、不動産会社を通して本申請地の選定至ったとのことであり、許可にあたっては何ら問題ないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7 番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第2号 受付番号34について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第2号 受付番号35について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第2号 受付番号35について説明
野 渡 1筆 計454㎡ 登記・現況ともに畑
譲渡人 G 氏
譲受人 I、J 氏
権利の移転 売買による所有権移転
事由の概要 住宅敷地

議 長 野渡担当調査員の報告を求めた。

1 番委員 8月12日、5番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員と代理人の立会のもと現地調査を行った。
I、J氏は現在、母所有の住宅に住んでおり、住宅建築をし独立を検討していたところ、不動産会社をとうして本申請地の選定至ったとのことであり、許可にあたっては何ら問題ないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7 番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第2号 受付番号35について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第3号非農地証明願について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第3号 受付番号33について説明。
佐川野 4筆 計2, 213㎡ 登記簿・畑 現況 宅地
願出人 K氏
事由の概要 昭和55年頃より家業である造園業で販売するための庭木等を植栽し、現在は住宅敷地と一体的に利用しているため。

議 長 佐川野地区調査員の報告を求めた。

3番委員 本申請地は、昭和55年頃より家業である造園業で販売するための庭木等を植栽しており、現況は資料の写真のとおりとなっておりますので慎重審議をお願いします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

8番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第3号 受付番号33について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について及び議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について関連があるため一括して産業課担当職員より説明を求めた。

産業課職員 議案第4号 受付番号25、議案第5号 受付番号26について一括して説明。

受付番号25

中 谷 1筆 1, 028㎡ 登記簿・現況ともに田

申請人 L 氏

変更後の事業計画の概要 事業進捗の遅れにより、事業計画期間を令和6年11月30日まで延長。

受付番号26

中谷 34筆 計26,524㎡ 登記簿 田、雑種地・現況田 畑
譲渡人 M、N、O、P、Q、R、S、T、U 氏

譲受人 L 氏

変更後の事業計画の概要 事業進捗の遅れにより、事業計画期間を令和6年11月30日まで延長。

議長 この案件については、調査不要のため説明のみと告げ、質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため議案第4号 受付番号25、議案第5号 受付番号26について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全委員挙手) 全員賛成と認め承認することを告げた。
次に、議案第6号 整理番号1 農地中間管理事業における農地利用配分計画案について産業課職員の説明を求めます。

産業課職員 議案第6号 整理番号1について説明。

整理番号1

佐川野 5筆 計17,217㎡ 現況 田

借 人 V 氏

期 間 令和3年10月1日から令和9年12月31日

利用権の種類 使用貸借権

人・農地プランの位置づけ 佐川野 見込有

議長 この案件については、調査不要のため説明のみと告げ、質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため議案第6号 整理番号1について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全委員挙手)
全員賛成と認め承認することを告げた。
次に、報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第1号について説明。

受付番号 24

丸 林 1筆 268㎡ 登記簿・現況ともに畑
譲渡人 W 氏
譲受人 X, Y 氏
事由の概要 住宅敷地
移転の内容 売買による所有権移転

受付番号 27

丸 林 2筆 279㎡ 登記簿・現況ともに畑
賃貸人 Z 氏
賃借人 AA 氏
事由の概要 住宅敷地
権利の設定 使用貸借権設定

受付番号 28

丸 林 1筆 321㎡ 登記簿 畑・現況 田
賃貸人 AB 氏
賃借人 AC 氏
事由の概要 住宅敷地
権利の設定 使用貸借権設定

議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第2号
農業経営責任者変更届の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事 務 局 報告第2号について説明。
届出人 AD 氏
変更前の経営責任者 AE 氏
変更後の経営責任者 AD 氏
変更理由 死亡のため

議 長 この案件についても、調査不要のため報告のみと告げた。
議案第1号から第6号、報告第1号から第2号の全ての審議の終了を告
た。次にその他について、事務局に諮った。(別になしの声あり)
以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前10時30分)